

野菜価格安定事業費補助金交付要綱

昭和46年4月1日制定

(趣旨)

第1条 知事は、県産野菜の生産及び出荷の増大と、生産農家の経営安定を図るため、社団法人山梨県青果物経営安定基金協会（以下「協会」という。）が野菜価格安定事業を推進する経費に対し、山梨県補助金等交付規則（以下「規則」という。）及びこの要綱により予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業及び補助率)

第2条 前条にかかる補助対象事業及び補助率は、次のとおりとする。

補償基金造成費	特定野菜	3分の1以内
	一般野菜	3分の2以内

(補助金の交付申請)

第3条 規則第4条の規定による補助金の交付を受けようとするときは、野菜価格安定事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第6条に規定する補助金交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を変更、中止又は廃止しようとするときは知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業の遂行が困難になった場合は、すみやかに知事に報告し指示を受ける。

(承認の手続き)

第5条 前条各号の規定により承認を受けようとする場合は、その理由及び内容を記載した野菜価格安定事業変更（中止又は廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第12条第1項の規定により実績報告をする場合は、事業完了の日、若しくは、廃止の承認を受けた日から起算して1ヶ月以内又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、野菜価格安定事業実績報告書（様式第3号）及び収支決算書（様式第1号に準ずる）に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 会員別補償基金造成及び事業実績
- (2) その他知事が必要と認めた書類

(補助金の交付)

第 7 条 補助金は、事業完了後確認のうえ交付する。

ただし、知事が必要と認めたときは、概算払いをすることができる。

2 補助金の概算払いを受けようとする協会は、補助金概算払請求書（様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

(確定通知)

第 8 条 知事は、事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認められた場合は、補助金の額の確定通知をするものとする。

(補助金の返還)

第 9 条 知事は、補助金の交付を受けた協会が、次のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) 規則又はこの要綱に違反したとき。
- (2) この要綱により知事に提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) この要綱により交付された補助金を他に流用したとき。

(書類の整備保管)

第 10 条 当該補助事業に係る帳簿及び証拠書類等は、事業終了年度の翌年度から起算して、5 年間整備保存するものとする。

附則

- 1 この要綱は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この要綱の一部改正は、平成 18 年 4 月 20 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 従前の要綱により事業を実施したものについては、改正後の要綱により取り扱うものとする。